

令和7年度 奨学生募集要項

公益財団法人吉田学術教育振興会

公益財団法人吉田学術教育振興会（以下、当財団という）は、教育の振興を図ることにより福岡県の発展に寄与することを目的として、福岡県内の学生、生徒を対象に奨学金の給付を行います。当財団は、令和7年度奨学生（新規及び継続）を下記により募集します。

記

1 申込期間

(1) 新規申込者

令和7年4月30日（水）から5月14日（水）迄

(2) 継続申込者

継続を希望される方は申込が必要です。

令和7年4月16日（水）から4月23日（水）迄

※申込期間末日必着（書類等が間に合わない場合は事前にご連絡下さい）

2 奨学金の給付額等

当財団の奨学金は「給付」ですので、返還の必要はありません。

(1) 高校生、高専1～3年生：月額2万円（年額24万円）

(2) 大学生、高専4～5年生：月額3万円（年額36万円）

3 併給の条件

当財団は、他の団体の奨学金との併給を可能としています。

ただし、併給不可の団体から受給されている場合は、当財団も併給を不可とします。

注) 他の団体の奨学金の受給条件については、申込の際に学校側で確認のうえ応募して下さい。

4 給付期間

給付期間は、令和7年4月から令和8年3月までの1年間とします。

5 新規の募集及び推薦枠

当財団が新たに奨学金給付生を募集する際は、予め福岡県内の学校の校長協会等又は、直接学校長に対して、申込者の募集を依頼します。

なお、推薦をお願いする人数等については、各学校等への送付状で連絡します。

6 応募資格

能力及び人物ともに優秀であるにもかかわらず、経済的理由等により修学が困難で奨学金を必要としている者とし、かつ、次の各号に該当する者としてします。

- (1) 新規申込者は、原則として福岡県内に居住し、福岡県内の高等学校、工業高等専門学校又は、大学に在籍している者としてします。
- (2) 継続申込者は、既に当財団の奨学金の給付を受けている学生、生徒で、継続して奨学金の給付を希望する者としてします。
- (3) 学業の成績は、原則として平均評定 3.5 以上の成績を収めている者としてします。
- (4) スポーツ、芸術、創作能力等に優れた資質と実績がある方で、学校長が推薦する者としてします。この場合、「学業の成績（平均評定 3.5 以上）」は問いません。
- (5) 将来、良識ある社会人として、社会に貢献できると学校が推薦する人物としてします。

7 応募手続

新規応募者及び継続応募者は、次の書類を添え、学校長を通じて、当財団に送付して下さい。

(1) 新規応募者

- a. 奨学金交付願書（第 1 号様式）
 - b. 推薦書（第 2 号様式）
 - c. 成績証明書（任意の様式）
 - (a) 1 年生：中学 3 年生の成績証明書
 - (b) 2 年生以上：在学する学校の成績証明書
 - d. 住民票謄本（同居者含む）
 - e. 下記に該当する令和 6 年分の家族の収入（副業等含む）を証明するもの
 - (a) 会社員等で源泉徴収票が発行される方
 - ・源泉徴収票の写しに限る
 - (b) 自営業、副業、法令上確定申告が必要な方
 - ・確定申告書の写しに限る
 - (c) 住民税非課税世帯に該当する方（所得が一定基準を下回る世帯）
 - ・住民税非課税証明書の写し（住民税非課税世帯）※令和 6 年度で可
 - ・公的扶助証明書等の写し（公的扶助受給世帯）
- ※家族の年収が著しく少ない場合は、生計状況を別紙に記載して下さい。

(注) 原則として、上記以外の所得証明は受け取りません（事情がある場合はご相談下さい）。

なお、収入等が不明瞭な場合は、願書を受理せず返却します。

(2) 継続応募者

継続採用を希望する方は、毎年応募して下さい。

- a. 奨学金交付願書 (第1号様式)
- b. 在学状況報告書 (第3号様式)

※ 在学状況報告書は、原則として保護者が記入し、学校側で確認後、押印して下さい。

- c. 前学年の成績証明書 (任意の様式)

8 選考の条件等

選考の条件等は、6項の応募資格を満たす者であり、かつ、次の(1)(2)の条件をすべて満たす者とします。

(1) 成績等

- a 高校1年生及び高専1年生

原則として、中学3年生の評定平均値3.5以上とする。

- b 高校2～3年生

原則として、高校又は高専在学中の評定平均値3.5以上とする。

- c 大学1年生

原則として、高校3年間の評定平均値3.5以上とする。

- d 高専2～5年生、大学2年生以上

本人が所属する学部・科の中位以上の成績の者とする。

- e 成績以外で学校が推薦する者

スポーツ、芸術、創作能力等に於いて、県内若しくは、これに準ずるような大会等で優れた実績があり、本人が実業団等を志向しており、かつ、品行方正で学校長が奨学給付生に相応しいと推薦する者とします。

(2) 人物

- a 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生・生徒にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できると学校から推薦がある者とします。

(3) その他

応募資格の条件に含めませんが選考委員会で評価しています。

- a 生徒会、部活動等でリーダー的役割を果たしたことがある(周囲の言動に良い影響を与えることができる)者、自主的にボランティア活動・社会奉仕活動等を行っている者等は評価しています。
- b 他の人の心情を理解し、寄り添い、その人を陰ながら支えている人物、縁の下の力持ち

としてクラスの行事や部活等を陰で支えている人物、また、それらの言動等により周囲から信頼されたり、感謝されたりしている人物、その他、その人の個性により周囲に良い影響を与えている人物等も評価しています。

9 選考及び交付の決定

奨学金の選考は、当財団の選考委員会が願書等に基づき、出願者の人物、学力や能力、学習状況及び、ご家庭の経済状況等を総合的に審査したうえで交付対象者を選定し、その結果に基づいて理事長が奨学金の交付を決定します。

原則として選考は予算の範囲内で行いますので、応募資格を有する全員が採用されるとは限りません。

10 選考結果の通知

選考結果の通知は、在学する学校長を経て、原則として、6月下旬迄に通知します。

11 奨学金の給付等

(1) 奨学金の振込口座は、原則として本人の口座とします。

なお、諸事情がある場合は、事前打合せのうえ学校の担当部署の口座等も可能とします。

(2) 奨学金の給付は、新規採用者・継続採用者とも、前期は6月末、後期は9月末を基本として給付します。

(3) 13項の「交付決定の取消、交付中止、返還」に該当する事由がないことを条件として、その学科・学部の最短年限で卒業するまで引き続き奨学生に採用します。

(4) 大学生が飛び級で大学院に進学したときは、通算で4年間に限り奨学生に採用します。

(5) 歯学科・医学科の奨学生の採用期間は、最短年限の6年間とします。

13 交付決定の取消、給付停止、返還

奨学生が次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、奨学金の交付決定を取り消し、奨学金の給付を停止もしくは中止し、または返還を求めます。

- a. 虚偽の申請により奨学生となったとき
- b. 長期休学、長期欠席、留年、退学、長期海外留学等したとき
- c. 傷病等で長期欠席のため成業の見込みがないとき
- d. 学業成績不良、素行不良となったとき
- e. 本人から辞退の申し出があったとき
- f. この応募要項に定める事項を守らないとき

g. その他、奨学金を必要としない事由が生じたとき

1.4 異動等の届出

奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに財団事務局へ届け出てください。

- (1) 住所、連絡先が変わったとき
- (2) 休学や退学などがあったとき
- (3) その他、12項に該当する重要な事項があったとき

1.5 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び当財団の定める個人情報の取扱い（ホームページをご参照下さい）に基づき、選考過程及び採用後において、提供頂いた個人情報を保有し、奨学金給付事業の範囲において使用させていただきます。

1.6 その他

- (1) 奨学生は、前期と後期の奨学金の振込を確認した後、「奨学金受領書」を当財団に返送して下さい。また、併せて「近況報告」を提出して下さい。
- (2) 奨学生に採用された学校のなかから選考し、奨学金の贈呈式を行います。
- (3) 奨学生が学校を卒業される際に当財団を訪問していただき、奨学金の有効度や今後の進路等について、報告して頂きます。

1.7 問い合わせ先、申請書送付先

〒830-8511 久留米市南二丁目15番1号 大電株式会社内

公益財団法人 吉田学術教育振興会 事務局：紫原（シハラ）

TEL：0942-51-0100 FAX：0942-51-0020

email：hiroshi_shihara@dyden.co.jp

以 上